No.

令和８年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

所轄税務署長等 東住吉 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称（氏名）	株式会社エイトキューブ	（フリガナ） あなたの氏名	あなたの生年月日	年　月　日
				世帯主の氏名	
	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 9 1 2 0 0 0 1 1 8 6 8 5 9	あなたの個人番号	あなたとの続柄	
	給与の支払者の所在地(住所)	大阪市平野区喜連西4-6-27	あなたの住所又は居所	（郵便番号　－　）　配偶者の有無	

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合には、○印を付けてください。）

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもので、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

◎**この申告書の記載に当たっては、裏面の「1　申告についてのご注意」等をお読みください。**

主たる給与から控除を受ける

区分等		（フリガナ）氏名	個人番号 あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族（昭32.1.1以前生） 特定扶養親族・特定親族（平16.1.2生～平20.1.1生）	令和８年中の所得の見積額	非居住者である親族（注１）生計を一にする事実（該当する場合は○印を付けてください。）	住所又は居所	異動月日及び事由（令和8年中に異動があった場合に記載してください（以下同じです。））
A 源泉控除対象配偶者				・　・		円			
B 源泉控除対象親族（16歳以上）（平23.1.1以前生）	1			・　・	□同居老親等 □その他 □特定扶養親族 □特定親族	円	□16歳以上30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払		
	2			・　・	□同居老親等 □その他 □特定扶養親族 □特定親族	円	□16歳以上30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払		
	3			・　・	□同居老親等 □その他 □特定扶養親族 □特定親族	円	□16歳以上30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払		
	4			・　・	□同居老親等 □その他 □特定扶養親族 □特定親族	円	□16歳以上30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払		

C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生

□障害者

区分＼該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族（注２）
一般の障害者			人）
特別障害者			人）
同居特別障害者			人）

□寡婦　□ひとり親　□勤労学生

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、（　）内には該当する扶養親族の人数を記載してください。

障害者又は勤労学生の内容（この欄の記載に当たっては、裏面の「2　記載についてのご注意」の(9)をお読みください。）

異動月日及び事由

※　配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4　扶養親族等の範囲」をご確認ください。
(注)1　非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。
2　特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。

記載のしかたはこちら

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
		・　・					
		・　・					

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の３の２及び第317条の３の２に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

		（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族（該当する場合は○印を付けてください。）	令和８年中の所得の見積額（※）	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族（平23.1.2以後生）	1				・　・			円	
	2				・　・			円	

※「令和８年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族（該当する項目にチェックを付けてください。）	令和８年中の所得の見積額（※）	障害者区分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親
退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族				・　・		□配偶者 □30歳未満又は70歳以上　□留学 □障害者　□38万円以上の支払	円	□一般 □特別		□寡婦 □ひとり親